

議員提出議案第1号

下妻市議会会議規則の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第1項及び下妻市議会会議規則（昭和42年下妻市議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出する。

令和3年3月22日

下妻市議会議長 田 中 昭 一 殿

提出者	下妻市議会議員	篠 島 昌 之
賛成者	下妻市議会議員	増 田 省 吾
同	同	廣 瀬 榮
同	同	原 部 司
同	同	須 藤 豊 次
同	同	平 井 誠

下妻市議会会議規則の一部を改正する規則

下妻市議会会議規則(昭和42年下妻市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第94条」を「第94条の2」に改める。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第91条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第2章第1節中第94条の次に次の1条を加える。

(オンライン会議システムを活用した会議)

第94条の2 下妻市議会委員会条例(平成3年下妻市条例第13号)第15条の2第2項の規定により委員長の許可を得て、同条第1項に規定するオンライン会議システム(以下「オンライン会議システム」という。)により会議に出席した委員は、前条第1項、第96条、第99条、第108条第1項及び第119条第2項の出席委員とする。

2 オンライン会議システムを活用した会議の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第117条第1項中「その出席」を「会議(オンライン会議システムによる会議を含む。第142条第1項において同じ。)への出席」に改める。

第118条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンライン会議システムにより会議に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければならない」と、「委員長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事進行を行うことができない」とする。

第127条中「第1章第4節」を「前章第4節」に改める。

第139条第1項中「、請願者の住所及び氏名(法人の場合には、その名称及び代表者の氏名)」を「及び請願者の住所」に、「押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条中

第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合は、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

第142条第1項中「紹介議員の説明を求めることができる」を「会議に紹介議員の出席を求め、その説明を聴くことができる」に改める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。